

非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款
【新旧対照表（主な改定条項のみ記載）】

2022年4月1日改定

新	旧
（非課税口座開設届出書等の提出） 第2条 お客さまが特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」に必要事項を記入のうえ、それに当行の定める一定の書類を添付して、当行に提出してください。 2 前項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。 3 前項にかかわらず、お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）または累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。 3の2 前項のお客さまが既に当行に非課税口座を開設されており、当該口座に非課税管理勘定または累積投資勘定を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみを当行に提出してください。 4 第1項および第2項にかかわらず、お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止	（非課税口座開設届出書等の提出） 第2条 お客さまが特例の適用を受けるため、非課税口座の開設を申し込まれる際には、法第37条の14第5項の規定に基づき、非課税口座開設届出書（非課税適用確認書、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」に必要事項を記入のうえ、それに当行の定める一定の書類を添付して、当行に提出してください。 2 前項の非課税口座開設届出書が提出された場合には、その提出された日において、非課税口座が開設されます。 3 前項にかかわらず、お客さまが、すでに他の金融商品取引業者等に非課税口座を開設し、当該非課税口座に非課税管理勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）または累積投資勘定（この契約に基づき、非課税口座での取引において振替口座簿へ記載または記録がされる上場株式等について、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2042年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に非課税口座に設けられるものをいいます。以下同じです。）が設けられている場合において、当該非課税管理勘定または累積投資勘定が設けられた日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、勘定廃止通知書（法第37条の14第5項第9号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。 3の2 前項のお客さまが既に当行に非課税口座を開設されており、当該口座に非課税管理勘定または累積投資勘定を設定しようとする場合には、前項に定める期限内に、勘定廃止通知書のみを当行に提出してください。 4 第1項および第2項にかかわらず、お客さまが、非課税口座を廃止された場合において、当該非課税口座が廃止された日の属する勘定設定期間内に、当行に非課税口座を再開設しようとする場合には、当行所定の非課税口座開設届出書に、非課税口座廃止

通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。

5 第1項、第3項または第4項の際、お客さまには、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第24項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険証の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

6 第3項、第3項の2または第4項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じです。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客さまの廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客さまから廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。

7の2 成年年齢に係る平成31年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「満20歳」を「満18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。

8 当行に既に非課税口座を開設しているお客さまは、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。~~ただし、当行に既に非課税口座を開設しているお客さまで、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日前に当行に個人番号の告知を行っていないお客さまが、2021年12月31日までに「非課税口座~~

通知書（法第37条の14第5項第10号に規定するものをいいます。以下同じです。）を添付して、当該口座を開設しようとする年の前年10月1日から開設しようとする年の9月30日までに提出してください。ただし、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定または累積投資勘定にすでに上場株式等の受入れをしているときは、当該廃止した日の属する年の10月1日以降でなければ、当該書類を受理することができません。

5 第1項、第3項または第4項の際、お客さまには、租税特別措置法施行規則（以下「施行規則」といいます。）第18条の15の3第24項において準用する施行規則第18条の12第3項に基づき、同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および住民票の写し、健康保険証の被保険者証、国民年金手帳、運転免許証その他一定の書類をご提示いただき、ご氏名、生年月日、ご住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令（以下「施行令」といいます。）第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所）を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

6 第3項、第3項の2または第4項の規定により、勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書（以下併せて「廃止通知書」といいます。以下同じです。）の提出を受けた場合、当行は税務署にお客さまの廃止通知書に係る提出事項を提供します。非課税口座は、当行が税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した後に開設されます。ただし、10月1日から12月31日までに当行がお客さまから廃止通知書を受領し、同年中に税務署より非課税口座を開設することができる旨の通知を受領した場合には、翌年1月1日に非課税口座が開設されます。

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満20歳以上である居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者のお客さまに限られます。

7の2 成年年齢に係る平成31年度税制改正に伴い、2023年1月1日より、前項の「満20歳」を「満18歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で満19歳、満20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。以下同じです。

8 当行に既に非課税口座を開設しているお客さまは、「非課税口座開設届出書」を当行に提出することはできません。ただし、当行に既に非課税口座を開設しているお客さまで、2021年4月1日において2017年分の非課税管理勘定を当行に設定しているが、同日前に当行に個人番号の告知を行っていないお客さまが、2021年12月31日までに「非課税口座

開設届出書」を当行に提出される場合は、この限りではありません。 9 「非課税口座」を当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、もしくは開設していたお客さまは、「非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を当行に提出することはできません。 10 お客さまが当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客さまが開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。 （約款の変更） 第17 条 この約款の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2 前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 附 則 第 1 条 この約款は、2016年 1 月 1 日より適用します。 第 2 条 この約款は、2020年 4 月 1 日より適用します。ただし、第 9 条の 3 に係る改正は、2020年 1 月 6 日に遡って適用します。 第 3 条 この約款は、2021 年 4 月 1 日より適用します。 第 4 条 この約款は、2022年 4 月 1 日より適用します。ただし、第 2 条の 8 に係る改正は、2022年 1 月 4 日に遡って適用します。	開設届出書」を当行に提出される場合は、この限りではありません。 9 「非課税口座」を当行以外の他の金融商品取引業者等に開設し、もしくは開設していたお客さまは、「非課税口座開設届出書（勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。）」を当行に提出することはできません。 10 お客さまが当行に提出された「非課税口座開設届出書」が法第 37 条の 14 第 7 項第 2 号の規定により、所轄税務署長から、当行が受理または当行に提出することができない場合に該当する旨およびその理由の通知を受けた場合には、お客さまが開設された非課税口座は、その開設の時から非課税口座に該当しないものとして取扱われ、所得税等に関する法令の規定が適用されます。 （約款の変更） 第17 条 この約款の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2 前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 附 則 第 1 条 この約款は、2016年 1 月 1 日より適用します。 第 2 条 この約款は、2020年 4 月 1 日より適用します。ただし、第 9 条の 3 に係る改正は、2020年 1 月 6 日に遡って適用します。 第 3 条 この約款は、2021 年 4 月 1 日より適用します。
--	--

未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款
【新旧対照表（主な改定条項のみ記載）】

2022年4月1日改定

新	旧
（未成年者口座開設届出書等の提出） 第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。 2 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行および他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。 3 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。 4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日または2023年12月31日のいずれか早い日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8	（未成年者口座開設届出書等の提出） 第2条 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の9月30日までに、当行に対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号および同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」または「未成年者口座開設届出書」および「未成年者非課税適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」の提出をするとともに、当行に対して同法第37条の11の3第4項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示して氏名、生年月日、住所および個人番号（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により読み替えて準用する同令第25条の13第32項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。）を告知し、租税特別措置法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。なお、当行では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。 2 当行に未成年者口座を開設しているお客さまは、当行および他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」および「未成年者口座開設届出書」の提出をすることはできません。 3 お客さまが未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出をしてください。 4 お客さまがその年の3月31日において18歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」の提出をした場合または租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」の提出をしたものとみなされた場合（災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由（以

第8項で定めるやむを得ない事由（以下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載若しくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。

- 5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年1月1日において~~19歳~~ 17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日まで）に提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において~~19歳~~ 17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

（本契約の解除）

第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ①お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ②租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④お客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合

下、「災害等事由」といいます。）による移管または返還で、当該未成年者口座および課税未成年者口座に記載若しくは記録または預入れがされている上場株式等および金銭その他の資産の全てについて行うもの（以下、「災害等による返還等」といいます。）が生じた場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客さまが非課税で受領した配当等および譲渡所得等について課税されます。

- 5 当行が「未成年者口座廃止届出書」（お客さまがその年1月1日において19歳17歳である年の9月30日または2023年9月30日のいずれか早い日まで）に提出がされたものに限り、お客さまが1月1日において19歳17歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当行はお客さまに租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

（本契約の解除）

第27条 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。

- ①お客さままたは法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日
- ②租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由または同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客さまが「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日
- ③租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合 出国日
- ④お客さまが基準年の1月1日以後に出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。）租税特別措置法第37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）
- ⑤お客さまが出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客さまが20歳である年の前年12月31日までに「未成年者帰国届出書」を提出しなかった場合

その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する同法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日 （約款の変更） 第29条 この約款の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2 前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 附 則 第1条 この約款は、2017年10月2日より適用します。 第2条 この約款は、2020年4月1日より適用します。 第3条 この約款は、2022年4月1日より適用します。 成年年齢に係る令和元年税制改正に伴い、2023年1月1日より、本文中の「20歳」を「18歳」に、「19歳」を「17歳」に読み替えます。その場合、2023年1月1日時点で19歳、20歳である者は同日に18歳を迎えたものとみなされます。	合 その年の1月1日においてお客様が20歳である年の前年12月31日の翌日 ⑥お客さまの相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 本契約により未成年者口座を開設されたお客さまが死亡した日 （約款の変更） 第29条 この約款の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2 前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 附 則 第1条 この約款は、2017年10月2日より適用します。 第2条 この約款は、2020年4月1日より適用します。
---	---

インターネット投資信託取引規定
【新旧対照表（主な改定条項のみ記載）】

2022年4月1日改定

新	旧
（本サービスの利用） 第4条 お客さまは、当行所定の方法により本サービスを申込み、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。なお、本サービスの利用に先立ち、以下に掲げる申込みと併せて必要となる書面の受入れまたは差入れを行うものとします。すでに申込みをしている場合はこの限りではありません。 ①投資信託振替決済口座ならびに特定口座の開設 2 本サービスの利用は、次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客さまに限り行えるものとします。 ①日本国内に居住する個人のお客さま ②お客さま（口座名義人）ご本人の利用である場合 ③「パソコン等」のインターネット環境が整っていること 3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として本サービスを利用いただけません。 ①満20 18歳未満のお客さま ②非居住者のお客さま（居住者が非居住者となった場合も含みます。） ③法人のお客さま ④その他当行が別途定めるお客さま 4 本サービスは、原則として国内からの利用に限るものとし、海外からの利用については、各国の法令その他の事由により本サービスのご利用はご遠慮ください。また、海外からのご利用によって生じた損害については、当行は責任を負いません。 （規定の変更） 第23条 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2 前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 附 則 第1条 この規定は、2019年1月4日より適用します。 第2条 この規定は、2020年4月1日より適用します。 第3条 この規定は、2022年4月1日より適用します。	（本サービスの利用） 第4条 お客さまは、当行所定の方法により本サービスを申込み、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。なお、本サービスの利用に先立ち、以下に掲げる申込みと併せて必要となる書面の受入れまたは差入れを行うものとします。すでに申込みをしている場合はこの限りではありません。 ①投資信託振替決済口座ならびに特定口座の開設 2 本サービスの利用は、次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客さまに限り行えるものとします。 ①日本国内に居住する個人のお客さま ②お客さま（口座名義人）ご本人の利用である場合 ③「パソコン等」のインターネット環境が整っていること 3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として本サービスを利用いただけません。 ①満20歳未満のお客さま ②非居住者のお客さま（居住者が非居住者となった場合も含みます。） ③法人のお客さま ④その他当行が別途定めるお客さま 4 本サービスは、原則として国内からの利用に限るものとし、海外からの利用については、各国の法令その他の事由により本サービスのご利用はご遠慮ください。また、海外からのご利用によって生じた損害については、当行は責任を負いません。 （規定の変更） 第23条 この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。 2 前項の変更は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。 附 則 第1条 この規定は、2019年1月4日より適用します。 第2条 この規定は、2020年4月1日より適用します。

